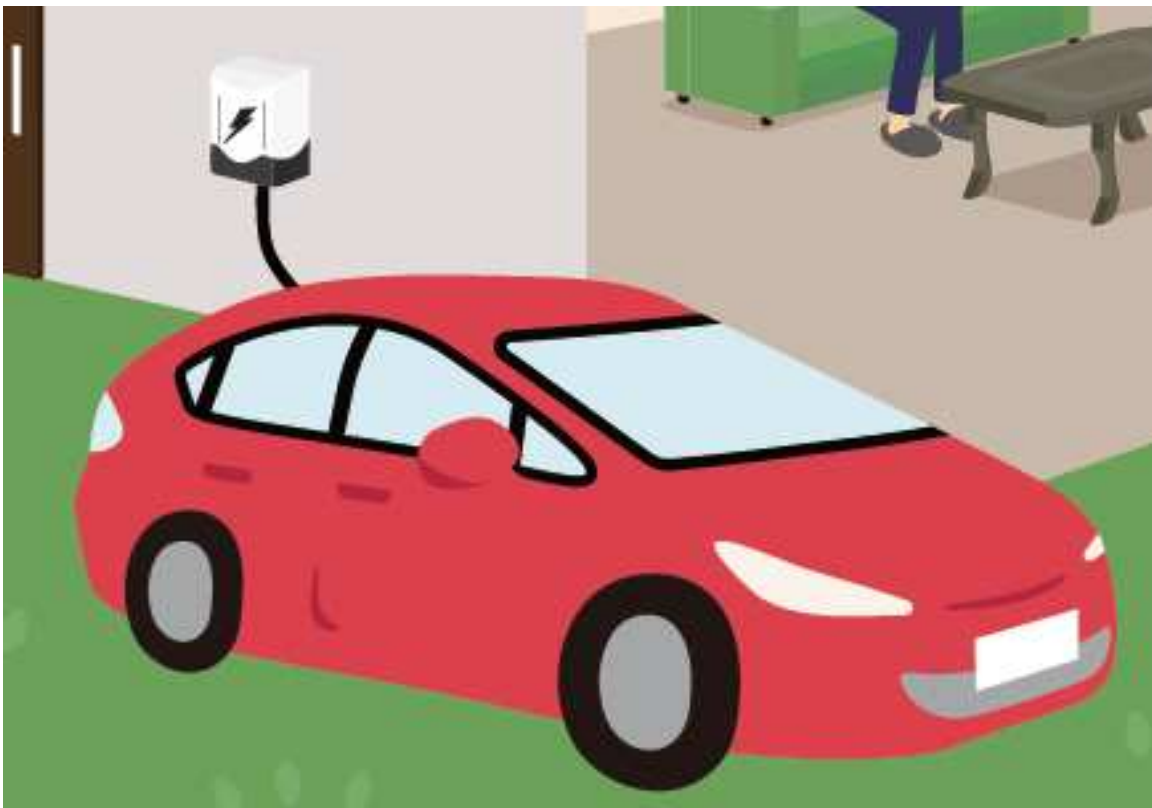


事業者向け

外部給電機能付次世代自動車普及促進事業

補助金



申請ガイド

-第1版-

2026年4月

内容

第1章 本事業について	2
1. 外部給電機能付次世代自動車普及促進事業とは	2
2. 申請のながれ	3
3. 補助金額	4
4. 補助の要件	5
第2章 申請について	6
1. 提出方法、提出先、提出書類について	6
(1) 提出期限	6
(2) 提出方法	6
(3) 提出先（お問合せ先）	6
(4) 提出書類	7
3. 提出書類作成時の注意事項	8
4. 補助金交付決定及び補助金の振込について	12

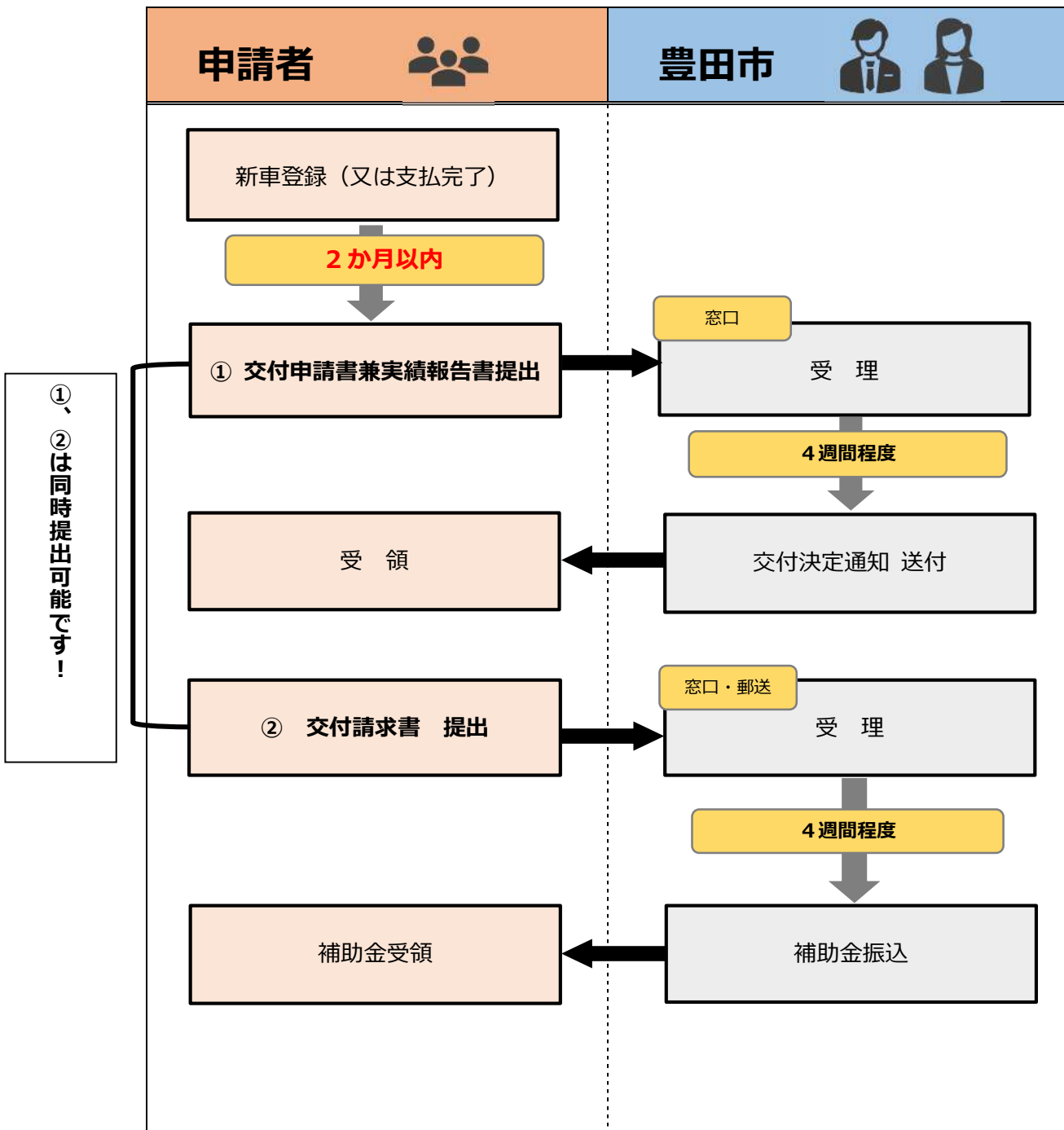
第1章 本事業について

1. 外部給電機能付次世代自動車普及促進事業とは

この補助金は、外部給電機能付次世代自動車を業務目的で購入し、使用する事業者に対して、購入に要した費用の一部を補助することにより、環境対策を効果的に実現することを目的とします。

2. 申請のながれ

申請期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）**必着**



※新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日から2か月以内に申請が必要です！

申請の流れ



交付申請兼実績報告書提出期限

新車登録日又は補助対象自動車の支払完了日のいずれか遅い日から**2か月以内**。ただし、令和9年3月31日(水)より後には提出できません。
※分割払い又はリース契約の場合は、分割払い契約日・リース契約日を支払完了日とします。

3. 補助金額

★補助メニューは以下3種類です。

①PHEV (プラグインハイブリッド車)・BEV (電気自動車)

②FCEV (燃料電池車)

③超小型EV

※①は、付帯設備等への補助(上乗せ加算)あり

購入した車両	A 車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B 付帯設備等への補助 (Aに上乗せ加算)	最大補助額 A + B
PHEV・BEV	上限20万円	充電設備 (標準装備の場合は対象外) 上限2万円	最大22万円
FCEV	上限15万円	—	最大15万円
超小型EV	上限7.5万円	—	最大7.5万円

超小型EVとは

道路交通法施行規則別表第2で定義されている「ミニカー」の内、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの。

※充電設備の設置に要した費用(税抜)が2万円に満たない場合、設置費用を上乗せ補助
充電設備が標準装備の場合は対象外(工事費用のみの請求は対象外)

※充電設備は、自らの市内事業所に設置した場合に補助対象

※本補助金と、とよた・ゼロカーボンドライブ補助金の併用は不可です。

車両ごとの補助額は、ホームページ
「補助対象車一覧」をご確認ください。



4. 補助の要件

補助金を申請するには、以下の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 補助対象者

注意：補助金の申請は同一年度内に **1事業者につき各補助金1回限り**です！

- 豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実態がある
- 豊田市税を滞納していない
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方

(2) 補助の要件

以下の要件を満たしている必要があります。



- 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに購入又はリース（サブスクリプションを含む）契約、新車登録されたもの
- 外部給電器・V2H充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能を有しているもの
- 市内での業務目的で、新車購入又はリース（サブスクリプションを含む）契約したもの（豊田ナンバーであること）

第2章 申請について

1. 提出方法、提出先、提出書類について

(1) 提出期限

新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日を設置完了日とし、設置完了日から**2か月以内※**に申請が必要です。(支払完了日とは、領主日のこと)

※2か月以内とは、原則2か月後の同日を示します。

しかし、設置完了日が**令和9年1月31日**以降の場合は、2か月後ではなく、**令和9年3月31日**までに申請書類の提出が必要となります。

(2) 提出方法

① 補助金窓口にて提出

申請書類を環境政策課補助金窓口（環境センター1階）で提出する申請方法です。

② 郵送にて提出

郵送での提出も可能ですが、事前にお電話でご連絡ください。



申請書類のダウンロード
はこちら

(3) 提出先（お問合せ先）

豊田市環境政策課補助金窓口（豊田市役所環境センター1階）

住所：〒471-8501

豊田市西町3-60

電話：0565-41-7391

FAX：0565-41-7392

Email：ecolife@city.toyota.aichi.jp

受付可能時間：

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時45分
(土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません)



(4) 提出書類

提出書類の書き方や、詳細な注意事項については参照ページをご確認ください



次のチェック項目でチェックしながら提出書類をご準備ください。



区分	提出書類	説明	参照ページ	✓
必須	①交付申請兼実績報告書 (事業者様式第1号)	・申請は新車登録日又は補助対象自動車支払完了日(領収日)のどちらか遅い方の日付から2か月以内 ※令和9年4月1日以降の申請はできません。	8	
	②自動車検査証等の写し	・補助対象自動車種によって異なる ・自動車検査証記録事項の写し(普通自動車、軽自動車) ・標識交付証明書の写し(ミニカー)	-	
	③領収書の写し	・分割払い又はリース契約の場合は当該契約書の写しでも可 ・領収書は申請者名と同一であるか	9	
	④注文書の写し	・申請者名、住所、車名、車両本体価格等の内訳 ※契約書等に全て明記されている場合は省略可	-	
	⑤豊田市発行の事業証明書	申請日前2か月以内に発行されたもの	-	
	⑥交付請求書 (事業者様式第4号)	・申請者の住所、電話番号は①と同一 ・口座名義人は①と同一	9	
	⑦振込先口座の通帳等の写し	・以下4点の記載があるもの ①金融機関名(金融機関コード) ②支所・出張所名(支店コード) ③口座番号 ④口座名義人 ・預金種目は、普通口座又は当座口座	10	
充電設備を 購入する 場合に提出	⑧充電設備設置に係る領収書の写し	・請求書、納品書不可 ・購入等完了日(新車登録日と補助対象自動車支払完了日のうち遅い方)の1年前から補助金申請期限内のものに限る	-	
	⑨領収明細書 (設備本体費、部品代、工事費)	・充電設備本体費を含むこと ※見積書可、⑧に明記されている場合は省略可	-	
	⑩充電設備の写真	・設置状態が確認できるもの ・事業所内に設置したことがわかるもの	11	

3. 提出書類作成時の注意事項

① 交付申請兼実績報告書（事業者様式1号）

提出日		年	月	日
豊田市長 様				
記入例	申請者	フリガナ	カ)〇〇〇	
		申請事業者名	(株)〇〇〇	
		フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク トヨタ タロウ	
		役職 申請者氏名	代表取締役 豊田 太郎	
		申請者住所	〒471-8501 豊田市西町 3-60	
		電話番号	0565-34-6650	
使用者	フリガナ			
	役職 使用者氏名	同上		
	使用者住所 (豊田市内)	〒 豊田市	申請者と使用者が異なる場合記入 ※使用者の住所は必ず豊田市内でないと申請できません。	

交付申請兼実績報告書

豊田市補助金等交付規則第4条、第10条の規定により、下記のとおり補助金交付の申請をします。

自動車の購入等完了日	令和●年 12 月 〇日	新車登録日又は領収日の遅い方を記入
自動車の所有方法	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース契約（サブスク） (年)	当てはまる方にチェック
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 外部給電機能を有した車両である（三） <input checked="" type="checkbox"/> 豊田ナンバーである	全てにチェック ※1つでも該当しなければ、補助対象外
1 補助対象自動車	トヨタ、三菱、日産等	
(1) メーカー名		
(2) 車種名	プリウスPHV、アウトランダー、リーフ等	
a 車	補助対象車一覧（別紙）に記載されている金額を記入 上限 20万	200,000円
2 充電設備設置費		
(1) 充電設備設置費(税抜)(補助対象経費)		100,000円
(2) その他の費用(消費税等)	充電設備を設置された方は、2も記入	8,000円
(3) 合計(領収書金額)		108,000円
b 充電設備に対する上乗せ補助額(最大2万円)		20,000円
3 補助金額合計	a + b	, 000円

合計補助金額は空欄にしてください。
窓口申請時にご記入いただきます。

クルマを購入した店の
舗の連絡先を記入

販売会社・販売代理店	
名称	
担当者	
連絡先	
手続きに関する連絡先 <input type="checkbox"/> 上記担当者 <input type="checkbox"/> 申請者	

所管課記入欄

C	入力	C

③ 領収書の写し又は契約書の写し

- ★領収書が複数ある場合は、すべて提出が必要です。
- ★以下の内容が全てはっきり分かるものに限りです。
- ★分割払い又はリース契約の場合は当該契約書の写しでも可能です。

□ 1. 宛名

補助申請者名が明記されているものに限りです。

□ 2. 領収日

領収日※が令和8年4月1日から、令和9年3月31日までの日付であること。

※領収書が複数ある場合は、最終の領収日

※分割払契約書（分割払の場合）の場合、契約日（分割契約申込書は不可）

□ 3. 領収書の発行元

□ 4. 車両の購入にかかった費用

⑤ 交付請求書（共通様式第6号）

- ★交付請求書は、①交付申請兼実績報告書と同時に提出することができます。
- ★金額等、交付請求書記載内容の訂正はできません。
書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。

交付請求書

記入例

請求番号記入不要

豊田市長様	合計	枚	円	年度	決定	伝票番号	—
(環境政策 課抜)				年 月 日		課コード	
金額			000	円		請求書	
事業名	豊田市事業者向け外部給電機能付次世代自動車			金融機関名（支店名まで記入してください） 〇〇〇銀行 豊田支店			
普及促進事業補助	普及促進事業補助			口座番号 〇・当 No. 0123456			
上記のとおり請求します。	郵便番号 471-8501 (電話 34-6650)			口座名(名義人)※フリガナをつけてください 力)〇〇〇〇			
住所: 豊田市西町3-60	株式会社 〇〇〇			株式会社 〇〇〇			
名: 代表取締役 豊田 太郎	株式会社 〇〇〇			年 月 日			
連絡事項			A B C D	検収者 (印)			
連絡先				担当者			

金額欄は空欄にしてください。窓口申請時にご記入いただきます。

支店名を忘れずに

フリガナを忘れずに

交付申請兼実績報告書の申請者情報と同一氏名・住所

太枠内のみ記入してください。

(提出用)

⑥ 振込先口座の通帳等の写し

★下記4点の記載があるか確認してください。

- ①金融機関名（金融機関コード）
- ②支店・出張所名（支店コード）
- ③口座番号
- ④口座名義人

※預金種目は、普通口座又を指定してください。

（貯蓄預金を振込先に指定することはできません。）

※必ず補助金申請者名義の振込先口座を指定してください。

※外国人の口座名義は、英字かカタカナがどちらか分かるようにしてください。

← 矢印の方向へお入れください

① ○ ○ 銀行

■ キャッシュカード

④ トヨタ タロウ 様

① XXXX-XXX-XXXXXXX

〇〇ネット銀行

お客様口座情報照会
2022/11/11 11:11:11現在

お客様口座情報

④ トヨタ タロウ 様

金融機関名	① 〇〇ネット銀行
金融機関コード	XXXX
店番号（支店コード）	② XXX
支店名	② 〇〇豊田支店
口座番号	③ XXXXXXXX
預金種別	普通預金

〇〇銀行の普通預金

おなまえ ④ トヨタ タロウ サマ

店番	お客様番号	口座番号
② XXX	XXXXXXXX	③ XXXXXXXX

① 〇 ○ 銀行

銀行コード ① XXXX

口座店 ② △△駅前支店

電話番号 0565-XX-XXXX

ご利用にあたってのお願い

※ネット銀行で通帳やキャッシュカードがない場合は、インターネットの専用サイト等から口座情報の分かるページを画面コピー等印刷して提出してください。

⑨ 充電設備の写真

※カラー写真である必要はありません。

・提出する充電設備の設置写真は、下記2種類の写真が必要です。

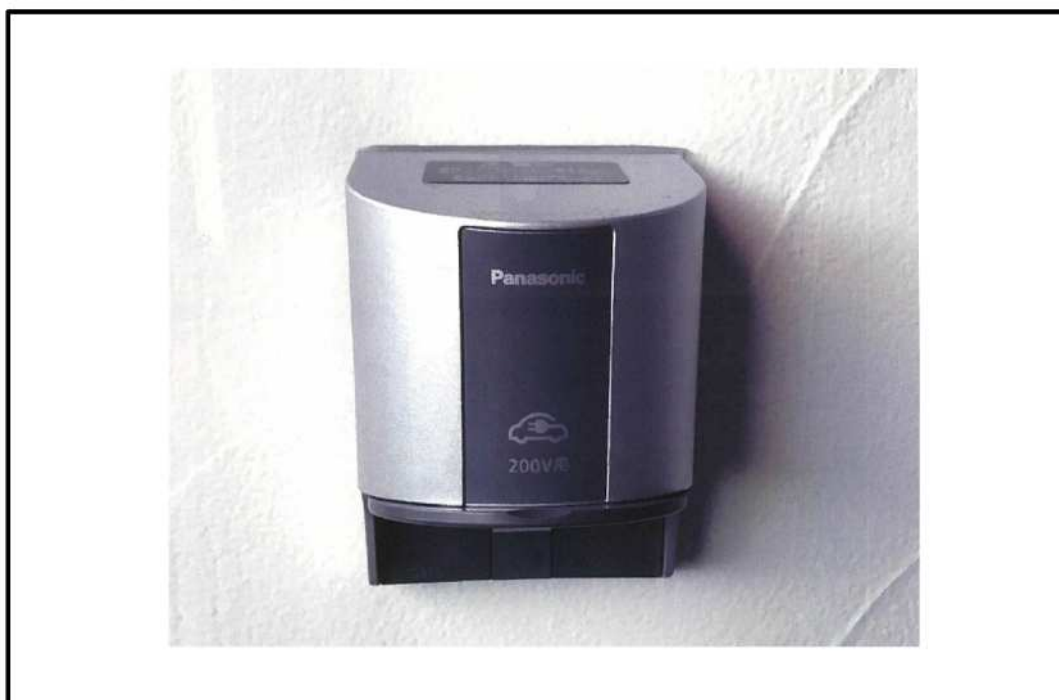
①設置状態がわかる写真

②事業所内に設置されていることが確認できる写真（建物や看板など、事業所と分かる部分が写っているもの）

※②の写真の撮影が難しい場合は、別途補助金窓口までご相談ください。

※1枚の写真で①と②の情報を賄うことができれば、2枚提出していただく必要はありません。

①充電設備設置状態写真の例



次世代自動車と外部給電設備

豊田市では、環境にやさしく、災害時の非常用電源として役に立つ「次世代自動車」の普及を進めています。

【次世代自動車とは】

プラグインハイブリッド車（PHV）や電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）と呼ばれる車種は、容量の大きな蓄電池を備え、高い環境性能を発揮します。

【外部給電設備とは】

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、非常時の安心に繋がります。



AC1500W を超えない範囲で複数の機器を同時に使用できます。



このような次世代自動車の普及啓発事業を「SAKURA プロジェクト」として進めています。

4. 補助金交付決定及び補助金の振込について

提出された申請書類は、審査を経て交付決定後に指定口座に振り込みます。

1 審査

受領した申請書・添付書類について、補助対象要件や補助対象設備等、所定の審査を行います。書類に不備がある際には、事務局から申請者に電話等にて連絡を行います。

2 補助金交付決定

審査を経て、適正な申請であると認められた場合は、交付決定通知書兼確定通知書を送付します。

3 補助金の振込

交付決定通知書兼確定通知書を送付後、約 1 か月後に、指定の振込先口座に補助金を振り込みます。

※振込通知は、発行しませんので、直接口座を確認してください。

○お問い合わせ先

豊田市役所 環境部 環境政策課 補助金窓口
電話番号 0565-41-7391
受付時間 9:00~16:45 (平日)